

標 題：

78 SOLAS PROTOCOL
－日本籍以外の船舶の
船底検査

NK テクニカル インフォメーション

No. 7

昭和58年3月16日

関係船主・造船所 各 位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

78 SOLAS PROTOCOLでは、船令10年以上のタンカーは中間検査の1部として船底検査が要求されます。

当該船舶の貨物船安全構造（SAFCON）証書の有効期間内に中間検査を1回のみ受ける場合（通常のケース）、中間検査は、SAFCON証書の最大の有効期間の中間日の前後6ヶ月の期間内に行わなければなりません。

船底検査は通常渠中で行われ中間検査のその他の項目についての検査は入渠せずに行われます。しかし、船底検査は、当該船舶の運航上の都合や損傷等の不測の事態により規定の船底検査時期の前に船底検査が行われる場合があります。

船舶の不必要な遅れを防ぐ為に、IMO（旧IMCO）ではこのように規定の検査時期以前に行われた船底検査を規定の中間検査の船底検査として取り扱つても良いということが同意されました。

従いまして、船底検査が規定の検査期日の範囲以前に行われていた場合、その検査を弊会が船籍国政府の代わりに行います SAFCONの中間検査時にその中間検査の船底検査として認めることも出来ます。

但し、この取り扱いは日本籍船舶には適用せず、且つ、当該船底検査が弊会の船級検査の船底検査規則（日本籍船舶以外の船舶に適用する規則）に従つて検査されていた場合に限ります。

この取り扱いを行つた場合は、当該船舶の SAFCON 証書には中間検査時に次の記述を記入します。

「An inspection of the outside of the ship's bottom was conducted on (date) and is credited to the ship's intermediate survey.
This certificate ceases to be valid unless another inspection of the outside of the ship's bottom is carried out before (above date plus 36 months) and this endorsement cancelled by the Administration.」

このインフォメーションは、上記の新しい取り扱いを関係船主・造船所各位にお知らせするために作成しました。

敬 具

